○国土交通省告示第千百五十三号

登録水先人養成施設及び登録水先免許更新講習に関する省令（平成十八年国土交通省令第九十二号）第七条第一号の規定に基づき、登録水先人養成施設の必要履修科目の教育時間等の教育の内容の基準等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年十月三十日

国土交通大臣　前原　誠司

登録水先人養成施設の必要履修科目の教育時間等の教育の内容の基準等を定める告示の一部を改正する告示

登録水先人養成施設の必要履修科目の教育時間等の教育の内容の基準等を定める告示（平成十八年国土交通省告示第千百六十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号ロの表備考を次のように改める。

備考

1　実習用船舶による実習に係る科目の教育において、船長若しくは航海士として船舶に乗り組んだ一定の経験を有する者又は練習船（船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）別表第六備考2の国土交通大臣が別に定める基準に適合する船舶に限る。）による実習を受けた一定の経験を有する者については、この表に掲げる期間を減じても教育の内容及び教育の効果がこの表に掲げる基準と同等と認められる範囲内において、当該期間を減ずることができる。

2　第三種区分の水先実務に係る科目の教育において、水先業務に従事した一定の経験を有する者については、この表に掲げる期間を減じても教育の内容及び教育の効果がこの表に掲げる基準と同等と認められる範囲内において、当該期間を減ずることができる。

附　則

この告示は、平成二十一年十一月一日から施行する。

○東北地方整備局告示第百十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年十月三十日

東北地方整備局長　青山　俊行

一　施行者の名称　岩手県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和六十一年建設省告示第千八百五十四号水沢都市計画、江刺都市計画及び金ケ崎都市計画下水道事業北上川上流流域下水道（胆江処理区）

三　事業施行期間　自昭和六十一年十一月二十二日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○東北地方整備局告示第百二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年十月三十日

東北地方整備局長　青山　俊行

一　施行者の名称　岩手県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十四年建設省告示第十二百九十五号花巻都市計画及び北上都市計画下水道事業北上川上流流域下水道（花北処理区）

三　事業施行期間　自昭和五十四年七月二十八日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○東北地方整備局告示第百二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年十月三十日

東北地方整備局長　青山　俊行

一　施行者の名称　岩手県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十九年建設省告示第千百八十八号盛岡広域都市計画及び雫石都市計画下水道事業北上川上流流域下水道（都南処理区）

三　事業施行期間　自昭和四十九年九月十二日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○中部地方整備局告示第百三十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

その関係図面は、平成二十一年十月三十日

中部地方整備局長　富田　英治

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
西尾市小島町下川三九番から同市小島町岡ノ山四三番一まで	前	三三・五〇～一八〇・〇〇メートル	〇・二〇一キロメートル
	後	三三・五〇～一八三・三二	〇・一九三

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名四国道事務所

○中部地方整備局告示第百四十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月三十日

中部地方整備局長　富田　英治

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十三号	西尾市小島町下川三九番から同市小島町岡ノ山五八番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局名四国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年十一月一日十四時

○中部地方整備局告示第百四十一号

木曽川水系に係る指定区間外の一級河川について、昭和五十一年三月二十五日建設省告示第四百八十号を次のように改める。

「第百十六号図から第百三十三号図まで」を「第百十六号図から第百三十四号図まで」に改める。

その関係図面は、国土交通省中部地方整備局及び同局木曽川上流河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年十月三十日

中部地方整備局長　富田　英治

（図面省略）

附　則

昭和五十一年三月三十一日岐阜県告示第二百十四号のうち、木曽川水系犀川の図面（第一号図から第二号図まで、第四号図から第五号図まで）については、廃止する。木曽川水系犀川の図面（第三号図、第六号図）については、一部を改める。